

平成27年度
集団指導資料
(共通編)



平成28年2月

岡山市保健福祉局事業者指導課



岡山市保健福祉局事業者指導課ホームページ（運営：岡山市）

http://www.city.okayama.jp/hohuku/jigyousyasidou/jigyousyasidou_00003.html

平成27年度集団指導資料（共通編）・目次

日時：平成28年2月16日～25日
場所：百花プラザ（2月16日、25日）
ふれあいセンター（2月17日～23日）

1	指導監査について		
	・ 介護サービス事業者等に対する指導及び監査の実施方法	1
	・ 会計検査院指摘事項	6
2	介護職員処遇改善加算について		
	・ 平成28年度介護職員処遇改善加算の算定について	7
	・ 平成27年度介護職員処遇改善加算の実績報告について	24
3	岡山市における介護予防・日常生活支援総合事業について	32
4	高齢者虐待防止について	42
5	小規模通所介護の移行について（資料掲載）	46
6	業務管理体制の整備に係る届出書について（資料掲載）	47
7	岡山市介護保険事故報告事務取扱要綱について（資料掲載）	49
8	成年後見制度について（資料掲載）	53
9	岡山県「介護サービス情報の公表」制度について（資料掲載）	59
10	介護職員等による喀痰吸引等について（資料掲載）	60
11	医療費控除の取扱いについて（資料掲載）	68
12	認知症介護指導者養成研修の受講者推薦について（資料掲載）	85
13	岡山労働局からのお知らせについて（資料掲載）	86
14	岡山市介護予防・日常生活支援総合事業（事業実施に関する指針）の 策定に向けて	90

1 指導監査について

介護サービス事業者等に対する指導及び監査の実施方法

1 指導

サービスの内容及び費用の請求等に関する事項について周知徹底を図るとともに、改善の必要があると認められる事項について適切な運用を求めるために、介護保険法第23条の規定に基づき実施します。

(1) 集団指導

原則として、毎年度1回、一定の場所に対象事業者を招集し、講習会方式により指導を行います。集団指導の資料については、資料の配付は行いませんので、事前に岡山市事業者指導課ホームページよりダウンロードの上、印刷して持参していただくようお願いしています。

(2) 実地指導

介護サービス事業者等の事業所において、指導担当者が実地により関係書類等の確認及びヒアリングを行うことにより実施します。

○指導内容について

介護サービス事業者のサービスの質の確保・向上を図ることを主眼とし、人員、設備、運営及び介護報酬請求について指導します。(必要に応じて過誤調整を指導する場合があります。)

ア 事前に提出を求める書類等(主なもの)

- ・利用申込者及び家族等に対し交付し説明する「重要事項説明書」
- ・従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表(直近の1ヶ月又は4週間)
- ・緊急やむを得ず身体的拘束等を行っている入所(利用)者(入所・通所サービスのみ)
- ・自己点検シート(人員・設備・運営編)
- ・自己点検シート(介護報酬編) その他

イ 実地指導日に準備すべき書類等については、実地指導通知文に記載しますが、必要な都度速やかに提示できるよう準備をお願いします。

○自己点検シートの活用について

実地指導は、各事業所に毎年実施できるとは限りません。自己点検シートには制度改正の内容が反映されていることから、事業者の方は、自主的に年1回は自己点検シートによる点検をお願いします。

2 監査

入手した各種情報により、人員・設備及び運営基準等の指定基準違反や、不正請求等が疑われるとき、その確認及び行政上の措置が必要であると認める場合に、介護保険法第5章の規定に基づき実施します。

各種情報とは、

- ①通報・苦情・相談等に基づく情報
- ②国民健康保険団体連合会、地域包括支援センター等へ寄せられる苦情
- ③国民健康保険団体連合会・保険者からの通報
- ④介護給付費適正化システムの分析により特異傾向を示す事業者情報
- ⑤介護サービス情報の公表制度に係る報告の拒否等に関する情報

等の幅広い情報であり、これらの情報から指定基準違反や不正請求が認められる場合には、厳正かつ機動的な対応を行います。

なお、**原則として、無通告（当日に通知）で立ち入り検査を実施するなど、機動的かつ、より実効性のある方法で行っています。**

3 報酬請求指導の方法

指導担当者が、加算等体制の届出状況並びに介護報酬（基本単位及び各種加算）の請求状況について、関係資料により確認を行いますが、報酬基準に適合しない取扱い等が認められた場合には、加算等の基本的な考え方や報酬基準に定められた算定要件の説明等を行い、適切なサービスの実施となるよう指導するとともに、過去の請求について自己点検の上、不適切な請求となっている部分については過誤調整として返還を指導します。

4 過誤調整の返還指導（※監査における不正請求は、保険者より返還命令）

実地指導等において、過誤調整が必要と思われる場合は、原則として次のとおり取り扱います。

- ①介護サービス提供の記録が全くない場合は、サービス提供の挙証責任が果たせていないため返還を指導します。
- ②報酬算定に係る告示に明記されている基準・加算要件等を満たしていない場合は返還を指導します。
- ③加算報酬上の基準要件を一つでも満たしていない場合や、解釈通知に即したサービス提供を実施していないことにより加算本来の趣旨を満たしていない場合は、返還を指導します。※
- ④加算報酬上の基準要件を満たし、解釈通知に即したサービス提供を行っているが、不適切な取扱いが認められる場合や、解釈通知に即したサービス提供を実施していないものの、加算本来の趣旨を満たしていないとまではいえない場合は、適切な取扱いとなるよう指導します。

※平成19年3月1日付 厚生労働省介護保険指導室事務連絡 『「報酬請求指導マニュアル」に基づく加算請求指導に関するQ&Aについて』参照。

事務連絡
平成19年3月1日

都道府県
各市町村 介護保険指導監督担当主管課（室）御中
特別区

厚生労働省老健局総務課
介護保険指導室

「報酬請求指導マニュアル」に基づく
加算請求指導に関するQ&Aについて

介護保険制度の指導監督については、種々ご尽力いただき厚くお礼申し上げます。

さて、別添のとおり、「加算請求指導に関するQ&A」を作成しましたので送付いたします。

なお、指導指針に基づく指導にあたっては、不適正なサービスを取り締まることを目的としていないことに十分留意し、サービス事業者等に加算本来の意味の十分な理解と適切な請求事務の普及となる指導をお願いします。ただし、明らかに報酬基準等に不適合となっている場合は、是正及び不適切な部分の自主返還についての指導をお願いします。

(連絡先)

厚生労働省 老健局 総務課 介護保険指導室

担当：指導係（内線：3957）

（代表）03-5253-1111

（直通）03-3595-2076

(加算請求指導に関するQ&A)

(問) 本年、2月19日に開催した「全国介護保険・高齢者保健福祉担当課長会議」において説明された、介護保険施設等に対する介護保険法第23条及び第24条に基づく加算請求指導時における返還指導等の取扱い如何。

(答) 報酬請求指導マニュアルに基づく加算請求指導時において報酬基準等に適合しない場合については、その実施内容を十分考慮の上、具体的な指導として、別紙を参考に適切な対応をお願いしたい。

なお、遡及する場合の遡及期間については、従来からの取扱いにより行われたい。

加算請求指導時等における対応

区分	報酬請求の内容	報酬上の措置等	遡及
指 導	<p>取扱いが不適切</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 加算報酬上の基準要件を満たし、解釈通知に即したサービス提供を行っているが、不適切な取扱いが認められる場合 ○ 解釈通知に即したサービス提供を実施していないものの、加算本来の趣旨を満たしていないとまではいえない場合 <p>(例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 利用開始時に利用者の状態等の把握はしているが、その内容が不十分 ・ 本人及び家族への説明及び同意は得ているが、同意に係る説明等が不十分 ・ 多職種協働で行うべき計画書の作成が特定の職種のみで実施されている ・ 介護支援専門員等に情報提供は行っているが、その時期や内容等が不十分 ・ 記録は保管されているが、記録内容が不十分 <p>等</p>	適切な取扱いとなるよう指導	無
指 導	<p>基準等不適合</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 加算報酬上の基準要件を一つでも満たしていない場合 ○ 解釈通知に即したサービス提供を実施していないことにより加算本来の趣旨を満たしていない場合 	適切なサービスの実施となるよう是正指導の上、加算報酬上の基準要件等を満たしていない部分について自己点検の上、過誤調整により返還させる	有

○著しく悪質で不正な請求と認められる場合（指導から監査への変更を含む）

区分	報酬請求の内容	報酬上の措置等	遡及
監 査	加算報酬上の基準要件を満たしていない場合及び解釈通知に即したサービス提供が実施されていない場合であって、当該報酬請求の内容が著しく悪質で不正な請求と認められる場合	法第22条第3項に基づく返還金及び加算金の徴収	有

会計検査院指摘事項

○ 検査の結果 (会計検査院「平成26年度決算報告の概要」からの抜粋)

検査の結果、67事業者に対して194市区町村等が行った平成17年度から26年度までの間における介護給付費の支払が、44,708件、190,792,960円過大となっていて、これに対する国の負担額57,753,924円が不当と認められる。

1 居宅介護支援 (特定事業所集中減算他)

24事業者は、居宅サービス計画における訪問介護サービス等に係る介護サービスの提供総数のうち、正当な理由なく同一の事業者によって提供されるこれらのサービスの占める割合が100分の90を超えていたのに特定事業所集中減算を行っていなかったり、減算となる期間には算定できない特定事業所加算(Ⅱ)を算定したりしていた。このため、介護給付費の支払が24,635件、59,408,353円過大となっていて、これに対する国の負担額18,327,101円は負担の必要がなかった。

2 介護老人保健施設 (従来型個室の算定)

※介護老人福祉施設、介護療養型医療施設も同様

11事業者は、介護報酬の算定に当たり、医師の判断によらずに施設の都合等で個室を利用した場合においても多床室の単位数を算定していた。このため、介護給付費の支払が3,602件、43,696,577円過大となっていて、これに対する国の負担額12,763,901円は負担の必要がなかった。

3 通所介護 (事業所規模区分誤り)

※通所リハビリテーションも同様

9事業者は、介護報酬の算定に当たり、事業所の規模区分を誤っていた。このため、介護給付費の支払が5,694件、21,288,003円過大となっていて、これに対する国の負担額6,579,835円は負担の必要がなかった。

※ 会計検査院の指摘を踏まえた留意事項は、各サービス編を参照してください。

2 介護職員処遇改善加算について

岡事指第1808号
平成28年1月25日

各 介護保険サービス事業者 様

岡山市事業者指導課長

平成28年度介護職員処遇改善加算の算定について

平成28年度介護職員処遇改善加算の算定にあたっては、以下の手続きをお願いします。

なお、岡山市においては、事業者の事務負担を軽減するため、事業所単位ではなく、法人単位で書類を作成し提出することが可能です。（処遇改善交付金の取り扱いと同様です。）

※ 提出書類の様式は、岡山市事業者指導課ホームページからダウンロード可能です。

※ 障害福祉サービス事業所を対象とした、福祉・介護職員処遇改善加算については、以下の手続きは適用されませんので、ご留意願います。

1. 提出期限について

- (1) 平成27年度において、介護職員処遇改善加算を算定している事業者
下記3<提出書類>を平成28年2月29日（月）までに提出すること。
- (2) 平成27年度において、介護職員処遇改善加算を算定していない事業者
あるいは、キャリアパス要件等に関する適合状況に変更（キャリアパス要件等の適合状況ごとに定める率の変動する場合等）がある事業者
下記3<提出書類>に加えて、他の加算と同様に、
 - ・介護給付費算定に係る体制等に関する届出書
 - ・介護給付費算定に係る体制等状況一覧表を、新たに算定を受けようとする月の前々月の末日までに提出すること。

2. 提出先について

提出書類の提出先は、介護サービス事業所の指定権者になります。

岡山市内に介護サービス事業所がある事業者

⇒ 岡山市保健福祉局事業者指導課

〒700-0913 岡山市北区大供三丁目1番18号 KSB会館4階

< 注 意 >

※ 岡山市以外にも介護サービス事業所がある事業者については、他の指定権者にも手続きが必要です。岡山市以外の指定権者への提出方法、提出部数については、各指定権者へご確認ください。

3. 提出書類について

※ 介護職員処遇改善計画書（別紙様式2）を法人単位で作成する場合は、法人単位での〈提出書類〉を各1部提出してください。
（事業所単位で提出する必要はありません。）

〈提出書類〉（※のある書類は記入例あり）

- 介護職員処遇改善加算届出書チェックリスト

- 介護職員処遇改善加算届出書（別紙様式3、4）
届出をする介護サービス事業所が1つの場合 →（別紙様式3）
届出をする介護サービス事業所が複数の場合 →（別紙様式4）

- 介護職員処遇改善計画書（別紙様式2）※
全ての介護職員に対し、文書等（文書通知・回覧、メールによる通知）により周知した上で、指定権者へ提出して下さい。

- 介護職員処遇改善計画書（事業所一覧表）（別紙様式2（添付書類1））※
介護職員処遇改善加算届出書を（別紙様式4）で提出する場合のみ提出が必要です。

- 介護職員処遇改善計画書（都道府県状況一覧表）（別紙様式2（添付書類2））
届出をする法人が、複数の都道府県に介護サービス事業所を有するものである場合のみ提出が必要です。

- 介護職員処遇改善計画書（市町村一覧表）（別紙様式2（添付書類3））※
届出をする法人が有する介護サービス事業所の指定権者が、複数である場合のみ提出が必要です。

- 就業規則（給与規程）
賃金・退職手当・臨時の賃金等に関する規程を就業規則と別に作成している場合には、それらの規程（給与規程）を含む。
介護職員の処遇に関する内容について、平成24年度から27年度の届出書の提出時（あるいは変更届提出時）からの変更がない場合は、申立書（参考様式1）を提出することにより、就業規則（給与規程）の提出を省略することが可能です。

- 申立書（参考様式1）
 - ・就業規則を作成する義務がなく、かつ、作成していない場合。
 - ・就業規則（給与規程）の提出を省略する場合。（上記下線部参照）

- 労働保険に加入していることが確認できる書類（いずれか1つ）
 - ・労働保険関係成立届の写し
 - ・労働保険概算・確定保険料申告書の写し
 - ・直近の保険料納入通知書（領収書）の写し
 - ・労働保険料納入証明書 等

<提出書類(つづき)> (※のある書類は記入例あり)

□ 申立書 (参考様式2)

- ・新規事業所で届出時点において確認書類が添付できない場合。
- ・労働保険の手続き完了後、速やかに確認書類を提出すること。

□ 申立書 (参考様式3)

キャリアパス要件等届出書を既に提出済みの事業者で、キャリアパス要件等の適合状況に変化がない場合は、この申立書を提出することにより、以下の書類を省略できます。

平成27年度において、介護職員処遇改善加算を算定していない事業者、あるいは、キャリアパス要件等に関する適合状況に変更がある事業者については、以下の書類を提出して下さい。

□ 誓約書 (参考様式4)

□ 資質向上のための計画 (任意様式)

介護職員処遇改善計画書 (別紙様式2) (2)の⑤のアを選択した場合のみ。

4. その他の留意事項

①介護職員処遇改善加算の単位数の計算方法について

(ア) 介護報酬総単位数×(イ) サービス別加算率×(ウ) キャリアパス要件適合状況ごとに定める率=処遇改善加算単位数 (1単位未満の端数は四捨五入)

※(ア)はサービス別の基本サービス費に各種加算減算を加えた1ヶ月あたりの総単位数

※(ウ)は交付金時と同様に、キャリアパス要件等にかかる減算率(2つの要件を満たせば、減算はなし)

※区分支給限度基準額の算定対象からは除外

※計算にあたっては、下記介護給付費明細書の記載例を参考にしてください

②介護報酬の扱いとなるため、利用者負担が発生すること

介護報酬の改定と併せ、重要事項説明書等により利用者へ説明及び同意を得る必要があります。

③算定にあたっては、従来の交付金による賃金改善の水準を維持すること

本加算は介護職員処遇改善交付金による賃金改善の効果を継続する観点から、当該交付金を円滑に介護報酬に移行し、当該交付金の対象であった介護サービスに従事する介護職員の賃金改善に充てることを目的に創設されたものです。

このため、当該交付金の交付を受けていた事業者は、原則として当該交付金による賃金改善の水準を維持することが求められます。

※ サービス別加算率その他必要な事項は、「[届出の手引き] 介護職員処遇改善加算(介護保険サービス共通)」を参照のこと。

5. 変更の届出について

介護職員処遇改善加算の算定にあたって提出した介護職員処遇改善加算届出書、介護職員処遇改善計画書、計画書添付書類並びにキャリアパス要件等届出書の内容に変更（次の(1)～(5)のいずれかに該当する場合に限る。）がある場合には、変更の届出を行う必要があります。

※(1)、(3)、(4)については、変更後速やかに提出してください。

※(2)、(5)については、変更後の介護職員処遇改善加算について、算定を受けようとする月の前々月の末日までに提出してください。

変更内容	提出書類
(1) 会社法による吸収合併、新設合併等により介護職員処遇改善計画書の作成単位が変更となる場合	・変更届出書（別紙様式7） ・登記事項証明書等 ・合併までの賃金改善実績がわかる書類等
(2) 新規指定等に伴い、介護サービス事業所の追加を行う場合	・変更届出書（別紙様式7） ・指定通知書（写）又は指定申請書（写） ※記入例あり
(3) 介護サービス事業所を廃止した場合	・変更届出書（別紙様式7） ・廃止届受理通知書（写）
(4) 就業規則を改正（介護職員の処遇に関する内容に限る。）した場合	・変更届出書（別紙様式7） ・就業規則 ※記入例あり
(5) キャリアパス要件等に関する適合状況に変更（キャリアパス要件等の適合状況ごとに定める率の変動する場合等）がある場合	・変更届出書（別紙様式7） ・介護職員処遇改善計画書（別紙様式2）

6. 特別の事情の届出について

事業の継続を図るために、介護職員の賃金水準（加算による賃金改善分を除く。）を引き下げた上で賃金改善を行う場合には、「特別な事情に係る届出書（別紙様式6）」の提出が必要になります。

7. 訂正届出書について

既に提出した介護職員処遇改善計画書（別紙様式2）に記載している「賃金改善実施期間」を、やむを得ない理由により訂正する必要がある場合には、速やかに訂正届出書を提出してください。

なお、年度間で「賃金改善実施期間」が重複しないように留意してください。

8. 実績報告について

各事業年度における最終の加算の支払いがあった月の翌々月の末日までに、介護職員処遇改善実績報告書を提出する必要があります。

したがって、平成28年3月サービス提供分は、5月支払となるため、2か月後の7月末日までに、実績報告書を提出する必要があります。

→ 平成27年度分については、平成28年7月末日までに提出してください。

※ 実績報告は、介護職員処遇改善加算の算定要件となっており、実績報告書の提出がない場合には、加算の算定要件を満たしていないとして全額返還となりますので、実績報告書は必ず提出してください。

また、年度途中での事業廃止などの際も、実績報告書の提出が必要ですので、適切に処理されますようご注意ください。

※ 上記の記載事項については、岡山市内の介護サービス事業所に関する取り扱いです。

岡山市外の介護サービス事業所については、取り扱いが異なる場合がありますので、必ず該当する指定権者にお問い合わせください。

※ 指定権者について

- ・岡山市内の介護サービス事業所 ⇒ 岡山市
- ・倉敷市内の介護サービス事業所 ⇒ 倉敷市
- ・新見市内の介護サービス事業所 ⇒ 新見市
- ・上記以外の介護サービス事業所
（地域密着型サービス以外） ⇒ 岡山県
（地域密着型サービス） ⇒ 各市町村

法人名	担当者名・電話番号	—	—
-----	-----------	---	---

I 提出書類(※については、該当事業者のみ)

様式名	部数	チェック欄		不備事項等
		事業者	岡山市	
◎ このチェックリスト	1部			
1 介護職員処遇改善加算届出書(別紙様式3又は4)	1部			
2 介護職員処遇改善計画書(別紙様式2)	1部			
※計画書(事業所一覧表)(別紙様式2(添付書類1))	1部			
※計画書(都道府県状況一覧表)(別紙様式2(添付書類2))	1部			
※計画書(市町村一覧表)(別紙様式2(添付書類3))	1部			
3 就業規則(給与規程) あるいは 申立書(参考様式1) ＜申立書は就業規則未作成又は提出を省略する場合に提出＞	1部			
4 労働保険加入確認書類 あるいは 申立書(参考様式2) ＜申立書は新設事業所で確認書類が添付できない場合に提出＞	1部			
5 誓約書(参考様式4)	1部			

II H27年度介護職員処遇改善加算届出情報(※1が「なし」の場合は、2、3、4の記入は不要)

区分	事業者記入欄	岡山市	備考
1 H27年度加算届出	ア あり イ なし		
2 その賃金改善実施期間	平成 年 月～平成 年 月		
3 その加算の種類	ア 旧加算Ⅰ イ 旧加算Ⅱ ウ 旧加算Ⅲ		
4 今回届出との比較	対象事業所・サービスの増減 ア あり イ なし		

III 確認項目

確認事項	チェック欄		不備事項等
	事業者	岡山市	
届出書(別紙様式3又は4)			
1 届出書への押印(代表者印)があるか。			
2 日付、年度の記載があるか。			
3 事業所名、事業所番号、サービス名が、処遇改善計画書の記載と一致しているか。(※別紙様式3使用の場合)			
処遇改善計画書(別紙様式2)			
4 事業者・開設者は、申請書記載の法人名と一致しているか。			
5 主たる事務所の所在地に記載があるか。			
6 複数事業所をまとめた計画とする場合は、事業所の名称・所在地に「別紙一覧表による」との記載があるか。(添付書類1の添付があるか)			
7 提供するサービス欄(一覧表の場合は「サービス名」欄)に記載されているのは、処遇改善加算の対象サービスか。			
★ 賃金改善計画について			
8 ④賃金改善見込額が③加算の見込額を上回っているか。 又は⑥賃金改善見込額が⑤加算の見込額を上回っているか。(加算Ⅰに限る)			
9 ⑦賃金改善実施期間は、前年度加算による賃金改善実施期間等(上記Ⅱの2の期間)と重複していないか。			
10 ⑦の月数は、加算の算定月数と一致しているか			
11 ⑧の項目のうち、⑨記載の方法と合致するものに○があるか。			
12 ⑨の賃金改善を行う方法欄は、改善する給与項目・金額、実施時期、一人当たり月平均賃金改善見込額を含め具体的に記載されているか。			
★ キャリアパス要件・職場環境等要件について			
13 加算Ⅰを算定する場合は、キャリアパス要件Ⅰ及びⅡを満たしているか			
14 キャリアパス要件Ⅰに該当する場合、①～③のすべての要件を備えた就業規則等(又は申立書(参考様式①))を添付しているか。			
15 キャリアパス要件Ⅱに該当する場合、④及び⑤に記載されているか。			
16 キャリアパス要件Ⅱの⑤のアを選択した場合、資質向上のための計画書(又は申立書(参考様式3))を添付しているか。			

17 職場環境等要件は、加算Ⅰを算定する場合はH27年4月から現在まで、加算Ⅱ及び加算Ⅲを算定する場合はH20年10月以降の実績が記載されているか。			
18 職場環境等要件の記載の中に、キャリアパス要件と明らかに重複する事項はないか。			
19 当該計画を全ての介護職員に周知しているか。(周知方法をチェック) (<input type="checkbox"/> 文書通知 <input type="checkbox"/> 掲示 <input type="checkbox"/> 回覧 <input type="checkbox"/> メール <input type="checkbox"/> その他())			
20 提出・証明者は、申請書記載の法人・代表者名と一致しているか。			
※処遇改善計画書(市町村一覧表) (別紙様式2(添付書類3))			
21 加算の見込額の合計が計画書の③(又は⑤)と一致しているか。 (県外に事業所がある場合は、添付書類2の岡山県欄と一致しているか)			
22 賃金改善所要見込額の合計が、計画書の④(又は⑥)と一致しているか。 (県外に事業所がある場合は、添付書類2の岡山県欄と一致しているか)			

IV 加算区分について (要件を満たす場合は○をしてください ↓)

(1) キャリアパス要件Ⅰ、Ⅱのいずれも満たす			
(2) キャリアパス要件Ⅰ、Ⅱのいずれかを満たす			
(3) 職場環境等要件を満たす			

- ※ 上記の(1)及び(3)を満たす場合 → 加算(Ⅰ)
 (2)及び(3)を満たす場合 → 加算(Ⅱ)
 (2)又は(3)いずれか1つの要件を満たす場合 → 加算(Ⅲ)
 3つとも要件を満たさない → 加算(Ⅳ)

※岡山市使用欄

受付年月日	年 月 日	1次チェック者	補正依頼	補正結果	2次チェック者	補正依頼	補正結果	最終確認
受付番号								

平成 年 月 日

岡山市長 様

(法人名)
(代表者 職・氏名) 印

平成 年度介護職員処遇改善加算届出書

介護サービス事業所「 」(介護保険事業所番号)(サービス名)に係る介護職員処遇改善加算に関する届出書について、別添のとおり、介護職員処遇改善計画書その他必要な書類を添えて届け出ます。

(添付書類)

- ・ 介護職員処遇改善計画書(別紙様式2)
- ・ その他必要な書類(就業規則・給与規程、労働保険関係成立届等の納入証明書等)

平成 年 月 日

岡山市長 様

(法人名)
(代表者 職・氏名) 印

平成 年度介護職員処遇改善加算届出書

別表の介護サービス事業所に係る介護職員処遇改善加算に関する届出書について、別添のとおり、介護職員処遇改善計画書その他必要な書類を添えて届け出ます。

(添付書類)

- ・ 介護職員処遇改善計画書（別紙様式 2）
- ・ その他必要な書類（就業規則・給与規程、労働保険関係成立届等の納入証明書等）

介護職員処遇改善計画書(平成 28 年度届出用)

事業所等情報

介護保険事業所番号
-----------	-------

事業者・開設者	フリガナ	ミコロ ハコロ カゴサービス カブシカイシャ		
	名称	ミコロ・ハコロ介護サービス株式会社		
主たる事務所の所在地	〒	700-0913		
	都・道 府・県	岡山 岡山市北区大供三丁目1番18号 KSB会館4階		
事業所等の名称	フリガナ	提供する		
	名称	別紙一覧表による		
事業所の所在地	〒	事業所が1つの場合は、介護保険事業所番号事業所等の名称、サービス、所在地等を記入する。		
	都・道 府・県			
	電話番号	000-000-0000	FAX番号	000-000-0000
※事業所等情報については、複数の事業所ごとに一括して提出する場合は「別紙一覧表による」と記載すること。				

(1) 賃金改善計画について(本計画に記載された金額については見込みの額であり、届出時以降の運営状況(利用者数等)、人員配置状況(職員数等)その他の事由により変動があり得るものである。)

①	算定する加算の区分	介護職員処遇改善加算 (I II III IV)		
②	介護職員処遇改善加算算定対象月	平成 28 年 4 月 ~ 平成 29 年 3 月		
③	平成 28 年度介護職員処遇改善加算の見込額	3,200,000円		
④	賃金改善所要見込額(i-ii)	3,600,000円		
	i) 加算の算定により賃金改善を行った場合の賃金の総額(見込額)	12,000,000円		
	ii) 加算を算定しない場合(元々の賃金水準)の賃金の総額(見込額)	8,400,000円		
加算(I)の上乗せ相当分を用いて計算する場合				
⑤	平成 28 年度介護職員処遇改善加算の見込額(加算(I)と加算(II)の比較)	円		
⑥	賃金改善の見込額(iii-iv)	従来の(旧)加算Iを取得していた事業者で、新加算Iを取得する場合は、③及び④に代えて、⑤及び⑥への記載でも可。		
	iii) 加算(I)の算定により賃金改善を行った場合の賃金の総額(見込額)			
	iv) 従来の加算(I)を取得した場合の前年度の賃金総額(見込額)			
※加算(I)の上乗せ相当分を用いて計算する際は、③及び④の代わりに⑤及び⑥を使用する。 ※④又は⑥については、法定福利費等の賃金改善に伴う増加分も含むことができる。 ※他の都道府県等に所在する複数の事業所等を一括して作成し、提出する場合は添付書類2及び添付書類3を添付すること。				
賃金改善の方法について				
⑦	賃金改善実施期間	平成 28 年 4 月 ~ 平成 29 年 3 月		
※原則各年4月から翌年3月までの連続する期間を記入すること。なお、当該期間の月数は加算の対象月数を超えてならない。				
⑧	賃金改善を行う給与項目	基本給、[夜勤]手当、[]手当、[]手当、賞与(一時金) その他()		
⑨	賃金改善を行う方法(一人当たりの平均賃金改善月額等についても可能な限り具体的に記載すること。なお、当該改善額は見込みかつ全体の平均で、法定福利費等の増加額も含み、税引き前であるため、実際の個々人の手取り額とは必ずしも一致しない。)			
	③及び④記載の場合			
	○介護職員の基本給を、常勤職員は月額18,000円、非常勤職員は時給を130円引き上げる。(平成24年4月~)			
	○介護職員の夜勤手当を、常勤・非常勤職員ともに1回につき1,800円引き上げる。(平成24年4月~)			
	○介護職員の賞与を、常勤・非常勤職員ともに、通常の賞与支給額に45,000円ずつ上乗せして支給する。(平成28年6月、12月)			
	以上により、介護職員一人当たりの平均賃金を月額27,000円改善する。			
⑥及び⑦記載の場合				
○介護職員の基本給を、常勤職員は月額8,000円、非常勤職員は時給を60円引き上げる。(平成28年4月~)				
○介護職員の夜勤手当を、常勤・非常勤職員ともに1回につき800円引き上げる。(平成28年4月~)				
○介護職員の賞与を、常勤・非常勤職員ともに、通常の賞与支給額に20,000円ずつ上乗せして支給する。(平成28年6月、12月)				
以上により、介護職員一人当たりの平均賃金を月額12,000円改善する。				

(2) キャリアパス要件について

次の内容についてあてはまるものに○をつけること	
要件Ⅰ	<p>次の①から③までのすべての要件を満たす。</p> <p>① 職員の職位、職責又は職務内容等に応じた任用等の要件を定めている。</p> <p>② 職位、職責又は職務内容等に応じた賃金体系について定めている。</p> <p>③ 就業規則等の明確な根拠規定を書面で整備し、全ての介護職員に周知している。</p> <p>※ 非該当の場合、①から③までの要件をすべて満たすことのできない理由</p>
	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 ・ 非該当
要件Ⅱ	<p>次の④及び⑤の要件を満たす</p> <p>④ 介護職員との意見交換を踏まえた資質向上のための目標</p> <p>⑤ ④の実現のための具体的な取り組みの内容 (いずれかに○をつけること。)</p>
	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 ・ 非該当
	<p>ア 資質向上のための計画に沿って、研修機会の提供又は技術指導等を実施するとともに、介護職員の能力評価を行う。</p> <p>イ 資格取得のための支援の実施 ※当該支援の内容について下記に記載すること (例：研修受講のための勤務シフトの調整、費用(受講料等)の援助)</p>

(注) ⑤のアを選択した場合、本書に資質向上のための計画を添付すること。

(3) 職場環境等要件について

(※) 太枠内に記載すること。

<p>加算(Ⅰ)については平成27年4月から現在まで、加算(Ⅱ・Ⅲ)については平成20年10月から現在までに実施した事項について必ず1つ以上に○をつけること(ただし、記載するにあたっては、選択したキャリアパスに関する要件で求められている事項と明らかに重複する事項を記載しないこと。)</p>	
資質の向上	<ul style="list-style-type: none"> 働きながら介護福祉士取得を目指す者に対する者への実務者研修受講支援や、より専門性の高い介護技術を取得しようとする者に対する喀痰吸引、認知症ケア、サービス提供責任者研修、中堅職員に対するマネジメント研修の受講支援(研修受講時の他の介護職員の負担を軽減するための代替職員確保を含む) 研修の受講やキャリア段位制度と人事考課との連動 小規模事業者の共同による採用・人事ローテーション・研修のための制度構築 キャリアパス要件に該当する事項(キャリアパス要件を満たしていない介護事業者に限る) その他()
労働環境・ 処遇の改善	<ul style="list-style-type: none"> <input checked="" type="checkbox"/> 新人介護職員の早期離職防止のためのエルダー・メンター(新人指導担当者)制度等導入 雇用管理改善のため管理者の労働・安全衛生法規、休暇・休職制度に係る研修受講等による雇用管理改善対策の充実 ICT活用(ケア内容や申し送り事項の共有(事業所内に加えタブレット端末を活用し訪問先でアクセスを可能にすること等を含む)による介護職員の事務負担軽減、個々の利用者へのサービス履歴・訪問介護員の出勤情報管理によるサービス提供責任者のシフト管理に係る事務負担軽減、利用者情報蓄積による利用者個々の特性に応じたサービス提供等)による業務省力化 介護職員の腰痛対策を含む負担軽減のための介護ロボットやリフト等の介護機器等導入 子育てとの両立を目指す者のための育児休業制度等の充実、事業所内保育施設の整備 <input checked="" type="checkbox"/> ミーティング等による職場内のコミュニケーションの円滑化による個々の介護職員の気づきを踏まえた勤務環境やケア内容の改善 事故・トラブルへの対応マニュアル等の作成による責任の所在の明確化 健康診断・こころの健康等の健康管理面の強化、職員休憩室・分煙スペース等の整備 その他()
その他	<ul style="list-style-type: none"> 介護サービス情報公表制度の活用による経営・人材育成理念の見える化 中途採用者(他産業からの転職者、主婦層、中高年齢者等)に特化した人事制度の確立(勤務シフトの配慮、短時間正規職員制度の導入等) 障害を有する者でも働きやすい職場環境構築や勤務シフト配慮 地域の児童・生徒や住民との交流による地域包括ケアの一員としてのモチベーション向上 非正規職員から正規職員への転換 職員の増員による業務負担の軽減 その他()

上記については、雇用するすべての介護職員に対し周知をしたうえで、提出していることを証明いたします。

(すべての介護職員に対する周知方法 文書通知 掲示 回覧 メール その他())

平成28年 2月〇〇日 (法人名) 株式会社〇〇〇〇

(代表者名) 代表取締役 〇〇 〇〇 印

介護職員処遇改善計画書(都道府県状況一覧表)

法人名				
都道府県	介護職員処遇改善加算の見込額	賃金改善所要見込額	他都道府県事業所等の介護職員の賃金改善の原資として充当する見込額	他都道府県の事業所等で受けた加算額を原資として改善する見込額
北海道	円	円	円	円
青森県	円	円	円	円
岩手県	円	円	円	円
宮城県	円	円	円	円
秋田県	円	円	円	円
山形県	円	円	円	円
福島県	円	円	円	円
茨城県	円	円	円	円
栃木県	円	円	円	円
群馬県	円	円	円	円
埼玉県	円	円	円	円
千葉県	円	円	円	円
東京都	円	円	円	円
神奈川県	円	円	円	円
新潟県	円	円	円	円
富山県	円	円	円	円
石川県	円	円	円	円
福井県	円	円	円	円
山梨県	円	円	円	円
長野県	円	円	円	円
岐阜県	円	円	円	円
静岡県	円	円	円	円
愛知県	円	円	円	円
三重県	円	円	円	円
滋賀県	円	円	円	円
京都府	円	円	円	円
大阪府	円	円	円	円
兵庫県	円	円	円	円
奈良県	円	円	円	円
和歌山県	円	円	円	円
鳥取県	円	円	円	円
島根県	円	円	円	円
岡山県	円	円	円	円
広島県	円	円	円	円
山口県	円	円	円	円
徳島県	円	円	円	円
香川県	円	円	円	円
愛媛県	円	円	円	円
高知県	円	円	円	円
福岡県	円	円	円	円
佐賀県	円	円	円	円
長崎県	円	円	円	円
熊本県	円	円	円	円
大分県	円	円	円	円
宮崎県	円	円	円	円
鹿児島県	円	円	円	円
沖縄県	円	円	円	円
全国計	円	円	円	円

平成 年 月 日

岡山市長 様

(法人名)
(代表者 職・氏名)

印

申 立 書

今回提出した介護職員処遇改善計画書に係る事業所については、

- A 就業規則の作成義務がなく、作成していないことから添付しません。
- B 就業規則（給与規程）における、介護職員の処遇に関する内容については、平成 年度介護職員処遇改善届出書の提出時（あるいは変更届提出時）からの変更はありません。このため平成28年度の届出書への添付は省略します。

(※AまたはBに○をつけること。)

平成 年 月 日

岡山市長 様

(法人名)
(代表者 職・氏名) 印

申 立 書

今回提出した介護職員処遇改善計画書におけるキャリアパス要件Ⅱに係る添付書類（資質向上のための計画）については、下記により提出した「キャリアパス要件等届出書」等に添付したものから変更はありませんので、当該書類の添付を省略します。

記

キャリアパス要件Ⅱに係る添付書類（資質向上のための計画）を提出した届出書等（1又は2に○をつけること）

- 1 キャリアパス要件等届出書又は介護職員処遇改善計画書
届出年度：平成 年度分
- 2 介護職員処遇改善加算変更届出書で変更
届出年月日：平成 年 月 日（平成 年度分）

誓約書

岡山市長 様

株式会社〇〇は、以下の①と②を誓約します。

- ① 誓約日の前十二月間において労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）、労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）、最低賃金法（昭和三十四年法律第百三十七号）、労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）、雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）その他の労働に関する法令に違反し、罰金以上の刑に処せられておらず、今後も上記労働基準法等を遵守すること。
- ② 当該事業所において、労働保険料（労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和四十四年法律第八十四号）第十条第二項に規定する労働保険料をいう。）の納付を適正に行っており、今後も納付を適正に行うこと。

平成 年 月 日

（法人名）

（代表者職・氏名）

〇〇 〇 〇 印

平成27年度介護職員処遇改善加算の実績報告について

平成27年度介護職員処遇改善加算の実績報告にあたっては、以下の手続きをお願いいたします。

※ 手続きの詳細については、平成27年度集団指導時に説明を行います。また、提出書類の様式は、岡山市事業者指導課ホームページからダウンロード可能です。

※ 障害福祉サービス事業所を対象とした、福祉・介護職員処遇改善加算については、以下の手続きは適用されませんので、ご留意願います。

1. 提出期限について

各事業年度における最終の加算の支払いがあった月の翌々月の末日までに、介護職員処遇改善実績報告書を提出する必要があります。

したがって、平成28年3月サービス提供分は、5月支払となるため、2か月後の7月末日までに、実績報告書を提出する必要があります。

→ 平成27年度分については、平成28年7月29日(金)までに提出してください。

※ 実績報告は、介護職員処遇改善加算の算定要件となっており、実績報告書の提出がない場合には、加算の算定要件を満たしていない不正請求として全額返還となりますので、実績報告書は必ず提出してください。

また、年度途中での事業終了などの際も適切に処理されますようご注意ください。

2. 提出先について

提出書類の提出先は、介護サービス事業所の指定権者になります。

岡山市内に介護サービス事業所がある事業者

→ 岡山市保健福祉局事業者指導課

〒700-0913 岡山市北区大供三丁目1番18号 KSB会館4階

< 注 意 >

※ 岡山市以外にも介護サービス事業所がある事業者については、他の指定権者にも手続きが必要です。岡山市以外の指定権者への提出方法、提出部数については、各指定権者へご確認ください。

3. 提出書類について

※ 介護職員処遇改善計画書（別紙様式2）を、法人単位で提出している場合は、法人単位で次の＜提出書類＞を各1部提出してください。
（事業所単位で提出する必要はありません。）

＜提出書類＞ （※のある書類は記入例あり）

- 介護職員処遇改善加算実績報告書チェックリスト
- 介護職員処遇改善実績報告書（別紙様式5）※
- 介護職員処遇改善実績報告書（事業所一覧表）（別紙様式5（添付書類1））※
届出をした介護サービス事業所が1つの場合も提出して下さい。
- 介護職員処遇改善実績報告書（都道府県状況一覧表）（別紙様式5（添付書類2））
届出をした法人が、複数の都道府県に介護サービス事業所を有するものである場合のみ。
- 介護職員処遇改善実績報告書（市町村一覧表）（別紙様式5（添付書類3））※
届出をした法人が有する介護サービス事業所の指定権者が、複数である場合のみ。
- 賃金改善所要額（別紙様式5 実績報告書の④又は⑥）の内訳資料
（岡山市参考様式）※

平成 27 年度介護職員処遇改善加算実績報告書チェックリスト

法人名		担当者名・電話番号		-	-
-----	--	-----------	--	---	---

I 提出書類(※については、該当事業者のみ)

様 式 名		チェック欄		不備事項等
		事業者	岡山市	
◎ このチェックリスト	1部			
1 別紙様式5 介護職員処遇改善実績報告書	1部			
2 別紙様式5(添付書類1) " (事業所一覧表)	1部			
※別紙様式5(添付書類2) " (都道府県状況一覧表)	1部			
※別紙様式5(添付書類3) " (市町村一覧表)	1部			
3 岡山市参考様式 賃金改善所要額の積算根拠資料	1部			

II 平成27年度処遇改善加算届出書(計画書)情報

区 分	事業者記入欄	岡山市	備 考
1 届出年月日	平成 年 月 日		
2 賃金改善実施期間	平成 年 月～平成 年 月		

III 確認項目

確 認 事 項	チェック欄		不備事項等
	事業者	岡山市	
別紙様式5 介護職員処遇改善実績報告書			
1 年度の記載があるか			
2 ②賃金改善実施期間は、処遇改善計画書(1)⑦と一致しているか			
3 ④(または⑥)の記載の総額は、積算根拠資料の計と一致しているか			
4 また、その金額(法定福利費等を除く)は、②の期間内に支払ったものか		-	
5 ⑦は、改善した給与項目・金額、実施時期等、具体的に記載されているか			
6 ⑦の記載内容は、積算根拠資料の内容と整合がとれているか			
7 ⑨一人当たり賃金改善月額=④÷⑧または⑥÷⑧となっているか			
8 ⑪一人当たり賃金月額=⑩÷⑧となっているか			
9 日付、法人名、代表者職・氏名の記載があるか			
10 報告書への押印(代表者印)があるか			
別紙様式5(添付書類1) 実績報告書(事業所一覧表)			
11 事業所ごとに記載しているか			
12 「サービス名」欄に記載されているサービスは、処遇改善加算の対象サービスか			
13 事業所ごとの加算額は、利用者負担額を含んだ額となっているか			
14 加算額の合計が実績報告書(別紙様式5)の③と一致しているか(県外に事業所がある場合は、添付書類2の岡山県欄とも一致しているか)			
別紙様式5(添付書類3) 実績報告書(市町村一覧表)			
15 賃金改善所要額の合計が、実績報告書の④と一致しているか(県外に事業所がある場合は、添付書類2の岡山県欄とも一致しているか)			
岡山市参考様式 賃金改善所要額(別紙様式5 実績報告書の④又は⑥)の内訳資料			
16 積算根拠資料における計算は合っているか			
17 法定福利費(事業主負担増加額)が過大ではないか			

※岡山市使用欄

受付年月日	年 月 日	1次チェック者	補正依頼	補正結果	2次チェック者	補正依頼	補正結果	返還請求
受付番号								

別紙様式5

介護職員処遇改善実績報告書(平成27年度) 記入例

岡山市長 様

①	算定した加算の区分	介護職員処遇改善加算 (I II III IV)	
②	賃金改善実施期間	平成 27年 6月～平成 28年 5月	
③	平成27年度分介護職員処遇改善加算総額	3,200,000 円	H27年4月～H28年3月サービス提供分までの加算総額(利用者負担額を含む)を記入する。
④	賃金改善所要額 (i - ii)	3,600,000 円	参考様式④の賃金改善所要額(ア+イ)と一致すること。
	i) 加算の算定により賃金改善を行った場合の賃金の総額	12,000,000 円	
	ii) 加算を算定しない場合(元々の賃金水準)の賃金総額	8,400,000 円	
加算(I)の上乗せ相当分を用いて計算する場合			
⑤	平成 年度分介護職員処遇改善加算総額(加算(I)と加算(II)の比較)		H27年4月～H28年3月サービス提供分までの加算額(加算 I と加算 II との差額。利用者負担額を含む)を記入する。
⑥	賃金改善所要額 (iii - iv)		参考様式④の賃金改善所要額(ア+イ)と一致すること。
	iii) 加算(I)の算定により賃金改善を行った場合の賃金の総額		
	iv) 従来(加算 I)を取得した場合の前年度の賃金の総額		
⑦	②の期間において実施した賃金改善の概要(改善した給与の項目及びその金額等について具体的に記載すること。)	<p>○介護職員の基本給を、常勤職員は月額10,000円、非常勤職員は時給を70円引き上げた。(平成24年6月～)</p> <p>○介護職員の夜勤手当を、常勤・非常勤ともに1回につき、1,000円引き上げた。(平成24年6月～)</p> <p>○介護職員の賞与を、常勤・非常勤ともに、通常の賞与支給額に25,000円ずつ上乗せして支給した。(平成27年6月、12月)</p> <p>以上により、介護職員一人当たりの平均賃金を月額15,000円改善した。</p>	
⑧	介護職員常勤換算数 (②の期間の総数)	240.0	月ごとの常勤換算数を合計する。小数点2位以下切り捨て。
⑨	介護職員一人当たり賃金改善月額(④÷⑧または⑥÷⑧)	15,000 円	自動計算・入力不要(1円未満切り捨て)
⑩	介護職員に支給した賃金額(②の期間の総額)	56,400,000 円	賃金には、退職手当を除き、労働法規上の賃金すべてを含む。
⑪	介護職員一人当たり賃金月額(⑩÷⑧)	235,000 円	自動計算・入力不要(1円未満切り捨て)

- ※ 計画において加算(I)の上乗せ相当分を用いて計算している場合は、実績においても加算(I)の上乗せ相当分を用いて計算すること。
- ※ 加算(I)の上乗せ相当分を用いて計算する際は、③及び④の代わりに⑤及び⑥を使用する。
- ※ ③又は⑤については、別紙様式5(添付書類1)により内訳を添付すること。
- ※ ⑩については、積算の根拠となる資料を添付すること。(任意の様式で可。)
- ※ 届出をする法人が、複数の都道府県に介護サービス事業所を有する場合は、別紙様式5(添付資料2)を添付すること。
- ※ 届出をする法人が有する介護サービス事業所の指定権者が複数ある場合は、別紙様式5(添付資料3)を添付すること。
- ※ ④又は⑥については、法定福利費等の賃金改善に伴う増加分も含むことができるものとする。

上記について相違ないことを証明いたします。

平成28年 7月10日

(法人名) ミコロ・ハコロ介護サービス株式会社

(代表者職・氏名) 代表取締役 見頃 葉子 印

介護職員処遇改善実績報告書(都道府県状況一覧表)

法人名						
(単位:円)						
都道府県	介護職員処遇改善加算額	賃金改善所要額	他都道府県事業所等の介護職員 の賃金改善の原資として 充当する額	他都道府県の事業所等 で受けた加算額を原資として 改善する額		
北海道	円	円	円	円	円	円
青森県	円	円	円	円	円	円
岩手県	円	円	円	円	円	円
宮城県	円	円	円	円	円	円
秋田県	円	円	円	円	円	円
山形県	円	円	円	円	円	円
福島県	円	円	円	円	円	円
茨城県	円	円	円	円	円	円
栃木県	円	円	円	円	円	円
群馬県	円	円	円	円	円	円
埼玉県	円	円	円	円	円	円
千葉県	円	円	円	円	円	円
東京都	円	円	円	円	円	円
神奈川県	円	円	円	円	円	円
新潟県	円	円	円	円	円	円
富山県	円	円	円	円	円	円
石川県	円	円	円	円	円	円
福井県	円	円	円	円	円	円
山梨県	円	円	円	円	円	円
長野県	円	円	円	円	円	円
岐阜県	円	円	円	円	円	円
静岡県	円	円	円	円	円	円
愛知県	円	円	円	円	円	円
三重県	円	円	円	円	円	円
滋賀県	円	円	円	円	円	円
京都府	円	円	円	円	円	円
大阪府	円	円	円	円	円	円
兵庫県	円	円	円	円	円	円
奈良県	円	円	円	円	円	円
和歌山県	円	円	円	円	円	円
鳥取県	円	円	円	円	円	円
島根県	円	円	円	円	円	円
岡山県	円	円	円	円	円	円
広島県	円	円	円	円	円	円
山口県	円	円	円	円	円	円
徳島県	円	円	円	円	円	円
香川県	円	円	円	円	円	円
愛媛県	円	円	円	円	円	円
高知県	円	円	円	円	円	円
福岡県	円	円	円	円	円	円
佐賀県	円	円	円	円	円	円
長崎県	円	円	円	円	円	円
熊本県	円	円	円	円	円	円
大分県	円	円	円	円	円	円
宮崎県	円	円	円	円	円	円
鹿児島県	円	円	円	円	円	円
沖縄県	円	円	円	円	円	円
全国計	円	円	円	円	円	円

※ 本業式の作成にあたっては、積算の根拠となる書類を添付すること。

岡山市参考様式

賃金改善所要額（別紙様式5 実績報告書の④又は⑥）の内訳資料 **記入例**

法人名	ミコロ・ハコロ介護サービス株式会社
-----	-------------------

(単位:円)

賃金改善所要額(ア+イ)		3,600,000	← 自動計算 入力不要
ア 賃金改善額		3,600,000	← 自動計算 入力不要
	基本給(月給)	1,800,000	
	基本給(日給)		
	基本給(時給)	440,000	
	(夜勤)手当	240,000	
	()手当		
	()手当		
	()手当		
	賞与(一時金)	1,120,000	
	その他()		
イ	アに対応した法定福利費の事業主負担増加額		

(注)

- ※ 別紙様式5において、③及び④の代わりに⑤及び⑥を記入した場合は、加算Ⅰの上乗せ相当分を記入すること。
- ・ アには、法定福利費の事業主負担増加額を含まない。
- ・ イの額に加算を充当しなくても、賃金改善所要額が加算受給総額を上回る場合は、イへの記入は不要。
- ・ 別紙様式5の⑦の記載内容に対応するよう記入すること。
- ・ 改善した給与項目のうち、加算を充当しなかったものについては、記入不要。
- ・ 個々の職員別、月別の内訳の提出は不要であるが、賃金改善所要額を算出した基礎資料については、加算を賃金改善に充てたことがわかる書類とともに、実績報告後5年間保管しておくこと。

3 岡山市における介護予防・日常生活支援総合事業について

平成 28 年 1 月 22 日
第 4 回岡山市保健
福祉政策審議会資料
(関連部分抜粋)

**岡山市における
介護予防・日常生活支援総合事業について
(事業実施に関する指針)
(案)**

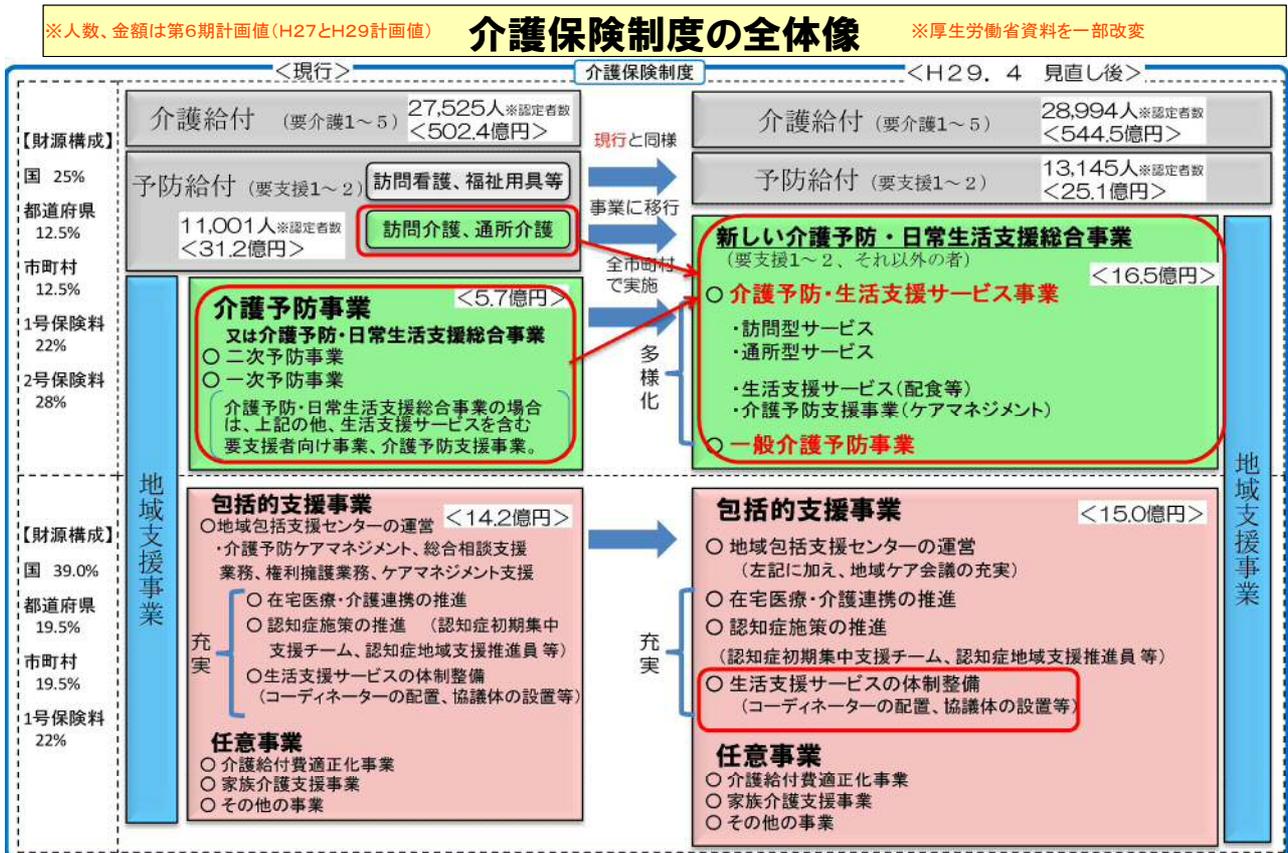
(平成 28 年 1 月時点)

岡山市保健福祉局

1 介護予防・日常生活支援総合事業の概要について

(介護予防・日常生活支援総合事業ガイドラインより)

- (1) 2025年(平成37年)には団塊の世代が75歳を迎えるなど高齢化が進展していく中、要支援者等の多様な生活支援のニーズに応じていくため、予防給付の訪問介護及び通所介護について、全国一律の基準に基づくサービスから、地域の実情に応じて、市町村が効果的かつ効率的に実施することができる新しい総合事業へ移行。
- (2) 既存の介護サービス事業者によるサービス提供から、元気な高齢者をはじめ住民が担い手として積極的に参加する支援まで、それぞれの地域の実情に応じてサービスの多様化を図っていき、高齢者の多様なニーズに応じていく。
- (3) 事業の実施に当たっては、ボランティア活動との有機的な連携を図る等、地域の人材を活用していくことが重要。60歳代、70歳代をはじめとした高齢者の多くは、要介護状態に至っておらず、地域で社会参加できる機会を増やしていくことが、高齢者の介護予防にもつながっていく。できる限り多くの高齢者が、地域で支援を必要とする高齢者の支え手となっていくことで、より良い地域づくりにつながる。
- (4) サービスの利用にあたっては、従来と同様、適切なサービス内容を公正中立に判断するために、地域包括支援センター等の専門職のケアマネジメントに基づき、適切な支援につなげていく仕組みであり、自立支援の観点から、その人によりふさわしいサービスの利用を実現。



2 岡山市の現状

(1) 高齢者の推移

岡山市の介護保険をとりまく状況

○65歳以上被保険者は、団塊世代の年齢到達等により平成12年から平成26年までの14年間で約7万人(68%)増加した。
 ○要介護認定を受けている者は、この14年間で約21,000人増加した。(約2.3倍)
 ○認知症高齢者は現在(平成25年)の2万人から平成37年(2025年)には3万人になると見込まれる。



	平成12年9月	平成17年9月	平成22年9月	平成26年9月	平成27年9月	平成32年9月	平成37年9月
65歳以上被保険者数	102,908人	123,560人	149,790人	172,574人	177,403人	187,074人	190,766人
要介護(要支援)認定者数	15,405人	25,615人	30,746人	36,138人	38,526人	46,879人	52,518人
要介護認定率	15.0%	20.7%	20.5%	20.9%	21.7%	25.1%	27.5%

資料：岡山市第6期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画
 「2. 岡山市の認知症高齢者数の予測人口」は岡山市における認知症施策の指針(岡山市版オレンジプラン)(H26年4月)

(2) 要支援認定者等とサービスの利用状況

【要支援認定者数】

要支援者	H26.9	H29.9(見込み)
要支援1	4,637人	7,061人
要支援2	5,080人	5,923人
合計	9,717人	12,984人

【サービス利用者数】

サービス利用者	H26.9	H29.9(見込み)
介護予防訪問介護利用者	2,286人	2,442人
介護予防通所介護利用者	2,722人	3,606人
二次予防事業利用者	1,095人	1,150人
合計	6,103人	7,198人

【サービス事業所数】

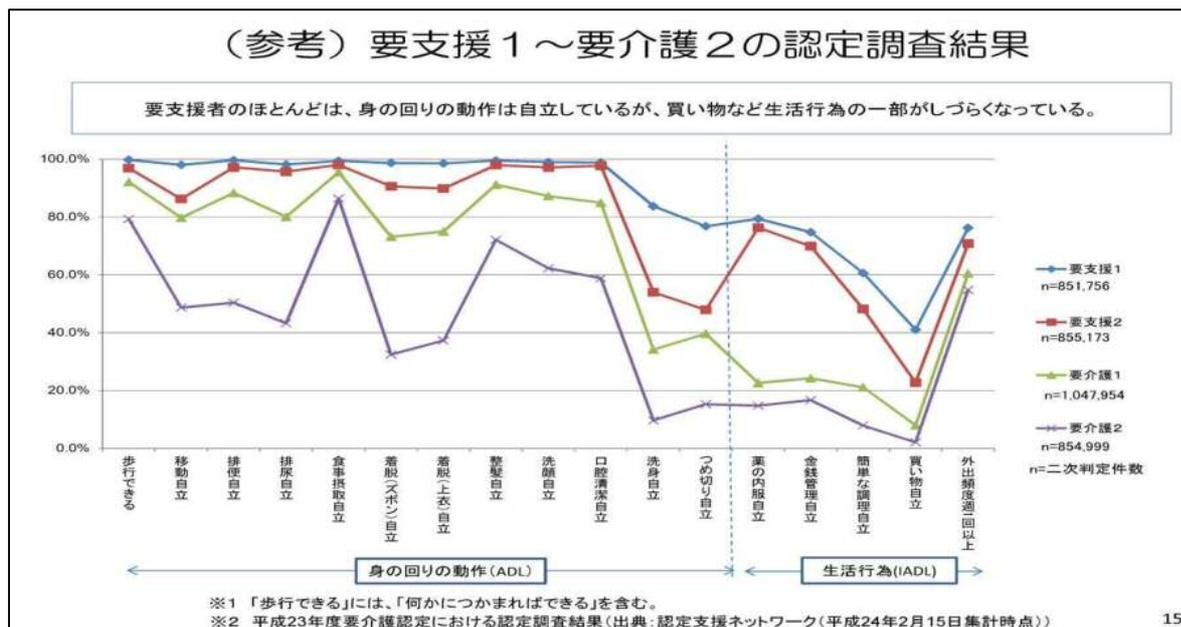
サービス事業所	H27.7
介護予防訪問介護	203事業所
介護予防通所介護	288事業所

(3) 要支援認定者の状態像

(平成27年10月作成「介護予防給付利用者のケアプラン実態調査報告」より)

- ①排泄や食事、入浴等の日常生活動作(ADL)が自立している人は90%
- ②掃除や洗濯、買物等の生活を送るうえで必要な動作(IADL)が自立している人は66%
- ③介護保険を申請するに至った理由でもっとも高いのは、足腰が弱ってきたため68%
- ④歩行能力は、自宅周辺なら可という人が最も多く、49%。次いで、500m～1km未満が33%、1km以上歩ける人は15%
- ⑤自主的に社会参加を行うために外出している人は47%

図表1: 社会保障審議会介護保険部会(第47回)資料1, 15ページより抜粋



(4) 訪問・通所サービスの利用状況

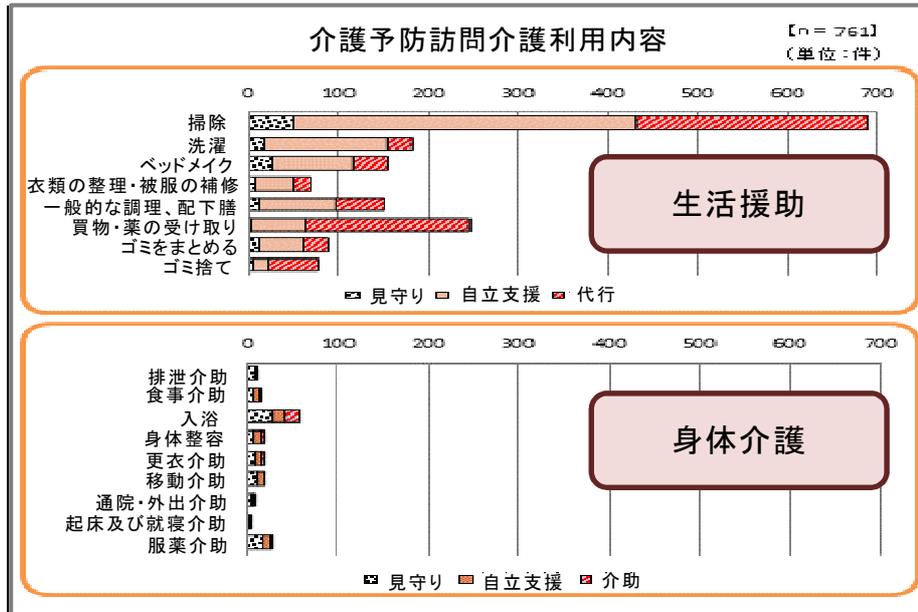
(平成27年10月作成「介護予防給付利用者のケアプラン実態調査報告」より)

- ①介護予防訪問介護を利用している人のうち、生活援助のみが85%で、身体介護ありは15%
- ②生活援助の内容は、掃除が94%と最も多く、買物・薬の受取が34%、洗濯が25%の順となっている
- ③介護予防訪問介護の利用時間は、45分以上60分未満の時間帯が81%と最も多くなっている
- ④介護予防通所介護の利用時間は、4時間以上が80%で、4時間未満も20%と一定の割合の利用者がいる
- ⑤介護予防通所介護利用の最も高いニーズは機能訓練となっている
- ⑥介護予防通所介護の内容は、送迎が97%と最も多く、給食が74%、運動機能向上プログラムが73%、その他の機能訓練が57%の順となっている

図表：平成27年10月「介護予防給付利用者のケアプラン実態調査報告」より抜粋
 (岡山市地域包括支援センターが担当しているH27. 5月プラン約2,000件の包括職員による分析調査)

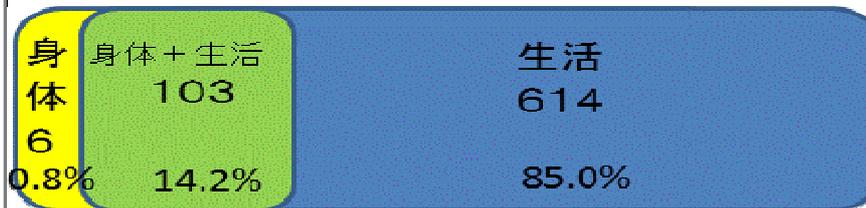
○介護予防訪問介護の利用状況

- ・ 介護予防訪問介護利用者のうち、生活援助(掃除・洗濯など)のみを利用している者は85%、それ以外の者は15%となっている。



身体介護と生活援助の切り分け
 (現状の介護予防訪問介護)

【n = 723】 (単位:件)

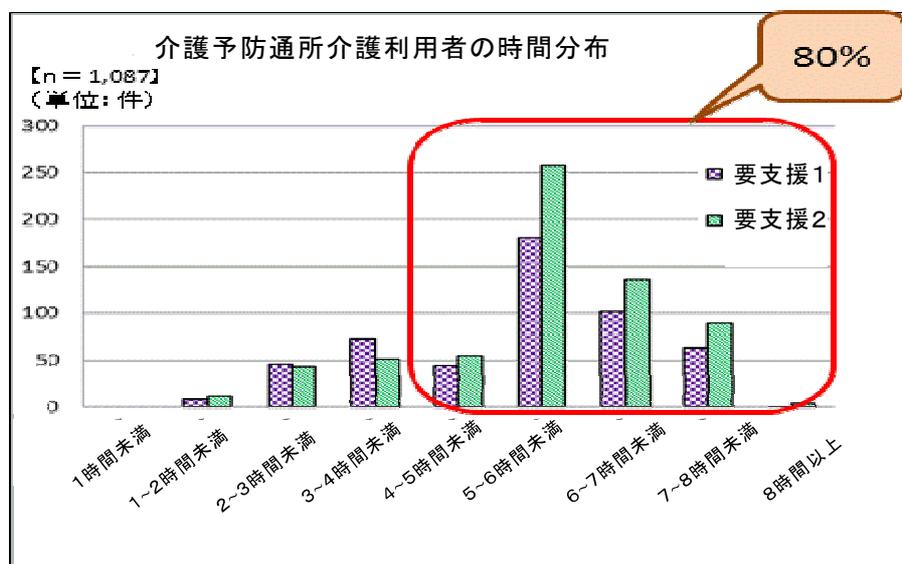
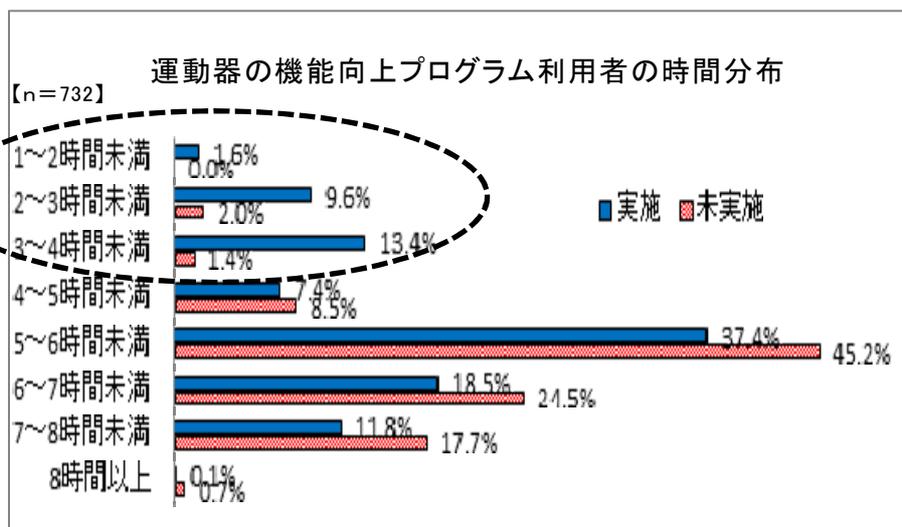
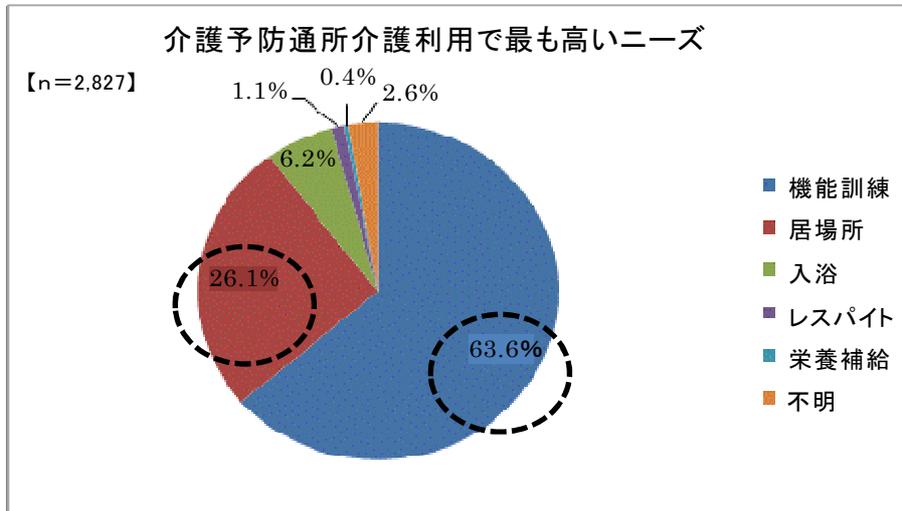


※介護予防訪問介護の利用形態には

- ・ 身体介護のみ
 - ・ 身体介護+生活援助
 - ・ 生活援助のみ
- の3種類がある

○介護予防通所介護の利用状況

- ・ 介護予防通所介護でもっとも高いニーズは、「機能訓練」で64%を占める。また、「居場所」も26%ある。
- ・ 短時間の機能訓練も一定程度利用の実態がある
- ・ 利用者の時間分布は、4時間以上が80%、4時間未満が20%



3 事業の制度設計にあたっての基本的な考え方

岡山市の状況や本制度の趣旨、保健福祉政策審議会で頂いたご意見等を踏まえ、事業実施にあたっての基本的な考え方を以下のとおりとする。

- (1)利用者、ケアマネジャー、サービス事業者をはじめ、市民へ、自立支援や介護予防の重要性に対する理解の醸成を図り、自立意欲(自分でできるよこびを感じられる生きがいのあるライフスタイルの構築)の向上を推進。
- (2)岡山市ふれあい介護予防センターの活動や健康づくりの取組み等を通じ、高齢者の主体的な健康づくりを促進するとともに、認定を受けるリスクの高い高齢者に対する重度化予防や自立支援の取組み、地域の通いの場づくり等を推進。
- (3)支援が必要な高齢者の状態像や様々なニーズを踏まえたサービスの多様化による在宅生活の安心確保。
- (4)サービスの利用にあたっては、地域包括支援センター等のケアマネジメントに基づき、自立支援の観点から、適切な支援につなげていく仕組みを強化。
- (5)岡山市の豊富な地域での活動の場を活かしつつ、生活支援コーディネーターの配置等や協議体の設置により、地域の支え合いの体制づくりを支援。
- (6)地域の支え合いの体制づくりにあたっては、社会参加に意欲のある高齢者等の事業への参画や活動の場の提供を推進。
- (7)社会貢献・地域づくりのパートナーとして、介護サービス事業者等をはじめ、NPO・社会福祉法人など多様な提供主体の参画を期待。

(参考)第一回保健福祉政策審議会で示した新総合事業の論点

1	法改正の趣旨を踏まえ、市の実情に応じた介護予防・生活支援をどのように展開させていくか。
2	高齢者の状態像等に応じた介護予防をどのように展開していけばよいか。
3	サービスを利用する高齢者の状態像等に応じ、選択の幅が広がる市独自サービスの基準をどのように定めるか。
4	自立支援に向けた介護予防ケアマネジメントを確保するために必要なものは何か。
5	互助も含めた多様な生活支援サービスが必要と考えるが、それを支える担い手を増やすためにはどうすべきか。

4 介護予防・生活支援サービス事業の類型について(既存事業者関連)

国のガイドラインや要支援者のニーズ等を踏まえ、現行の介護予防給付(訪問介護、通所介護)を以下のとおり分類する。

1 専門的サービスの提供(予防給付相当)

- 専門的な支援が必要な要支援者等については、これまでどおり、介護サービス事業者による専門的なサービス(現行の予防給付相当のサービス)の提供。

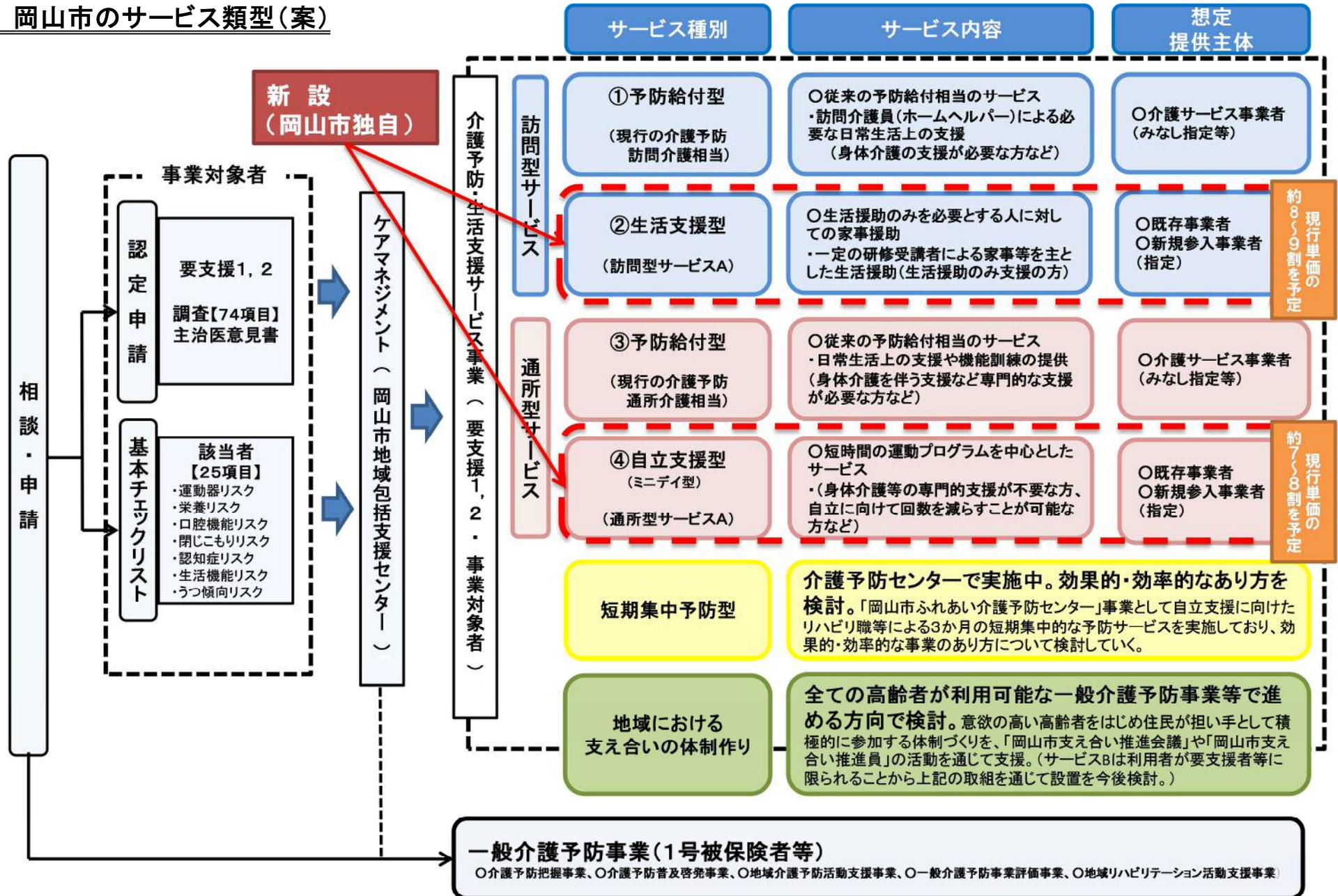
2 現行サービスの基準を緩和したサービスの提供

- 生活援助のみを必要としている利用者に対する訪問介護員以外(一定の研修受講者)の対応を可能とするサービスの提供。(訪問型サービスA)
- 短時間の運動プログラムを中心としたサービスの提供。(通所型サービスA)

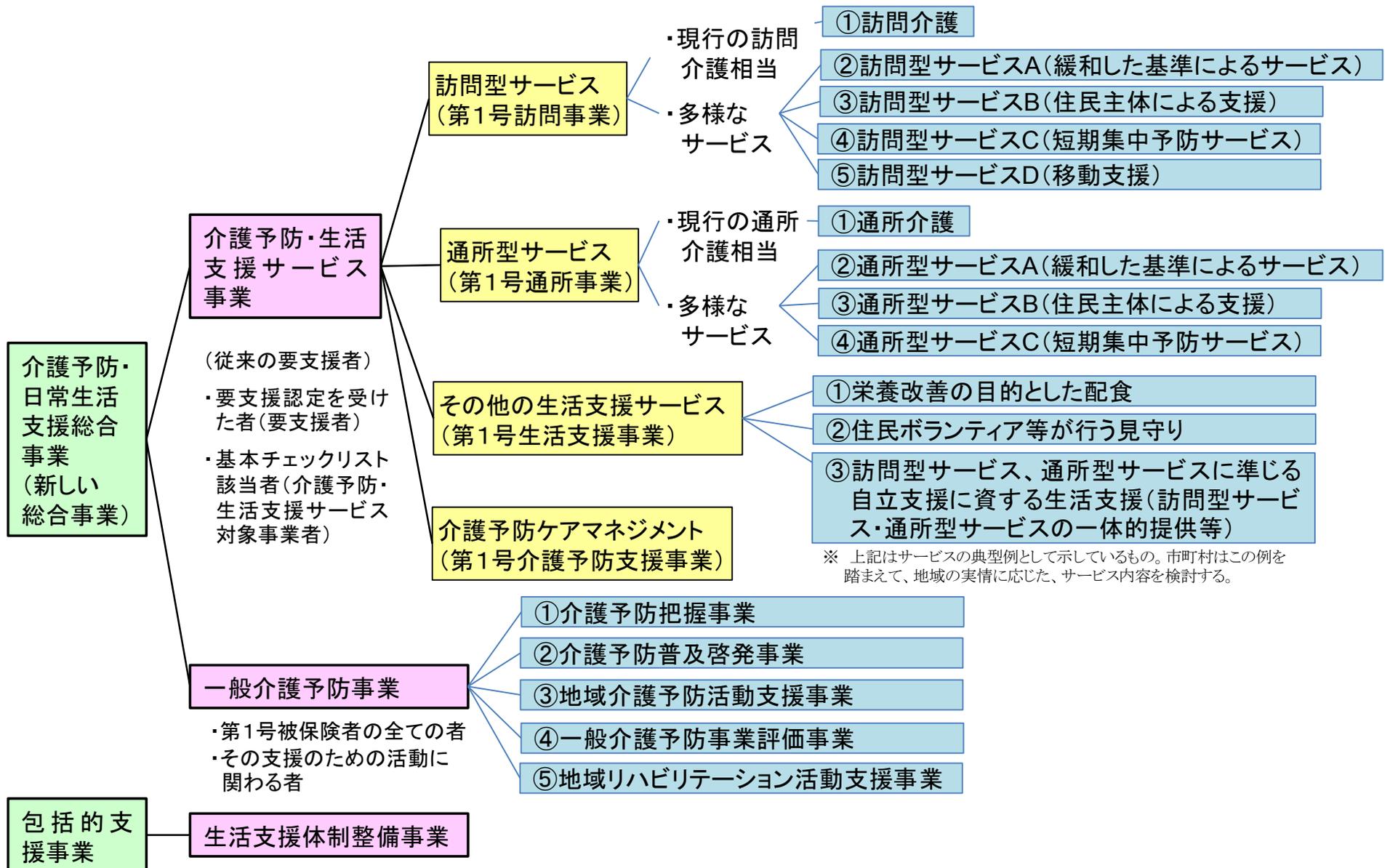
5 実施までのスケジュールについて (H28年1月現在案)

日程(予定)	内容
平成28年 2月頃	・事業者向け総合事業(案)説明会(通所、訪問、居宅介護支援)
4~6月頃	・市民のひろば、ホームページ等広報開始
夏頃	・市民向け総合事業説明会開始 ・移行後の事務等(指定申請、請求方法等含む)に関する事業所向け説明会(訪問・通所・包括・居宅介護支援) ・介護予防ケアマネジメント研修会(包括、居宅介護支援)
11月頃	・事業者参入(指定申請等)受付開始
平成29年 2月頃	・要支援認定更新者の基本チェックリスト受付開始
4月頃	・総合事業開始

6 岡山市のサービス類型(案)



【参考】 国の示す介護予防・日常生活支援総合事業の構成例 (H27.6.5 厚生労働省ガイドラインを一部変更)



平成26年度における養介護施設従事者等による高齢者虐待の状況

高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成17年法律第124号）第25条の規定により、平成26年4月1日から平成27年3月31日までの養介護施設従事者等による高齢者虐待の状況等について、公表する内容は次のとおりである。

県内の養介護施設従事者等による高齢者虐待の事実確認件数 8件

《上記の詳細》

被虐待者の状況	性別	男性(1人) 女性(1人)	女性(1人)	男性(1人) 女性(2人)	男性(1人) 女性(2人)
	年齢階級	75～79歳 80～84歳	90～94歳	75～79歳 85～89歳 90～94歳	70～74歳 85～89歳 95～99歳
	要介護状態	要介護3 要介護4	要介護3	要介護5	要介護2 要介護3 要介護4
高齢者虐待の類型	心理的虐待 性的虐待	身体的虐待 心理的虐待	身体的虐待	身体的虐待	
施設・事業所の種別 類型	特別養護老人 ホーム	特別養護老人 ホーム	介護老人保健 施設	認知症対応型 共同生活介護	
虐待を行った養介護 施設従事者等の職種	不明	介護職(1人)	介護職(3人)	介護職(3人)	
高齢者虐待に対して 取った措置	資質向上研修 の実施と介護 サービス適正 化の改善案策 定を勧告	適切な技術に よる介護と研 修受講機会の 計画的な確保 を指導	身体拘束は緊 急やむを得な い場合を除き、 行わないこと などを指導	身体拘束は緊 急やむを得な い場合を除き、 行わないこと などを指導	

被虐待者の状況	性別	女性(1人)	女性(1人)	男性(3人) 女性(1人)	男性(1人)
	年齢階級	85～89歳	90～94歳	80～84歳 (1人) 85～89歳 (2人) 90～94歳 (1人)	65歳未満
	要介護状態	要介護5	要介護3	要介護2 (1人) 要介護3 (2人) 要介護5 (1人)	要介護5
高齢者虐待の類型	身体的虐待	身体的虐待	身体的虐待	身体的虐待	心理的虐待
施設・事業所の種別類型	認知症対応型 共同生活介護	特定施設入居 者生活介護	特定施設入居 者生活介護	特定施設入居 者生活介護	通所介護
虐待を行った養介護施設従事者等の職種	介護職(1人)	介護職(1人)	介護職(4人)	理学療法士 (1人)	
高齢者虐待に対して取った措置	身体拘束は緊急やむを得ない場合を除き、行わないことなどを指導	身体拘束は緊急やむを得ない場合を除き、行わないことなどを指導	身体拘束は緊急やむを得ない場合を除き、行わないことなどを指導	適切なサービスのあり方について見直すことなどを指導	

(参考) 平成26年度 市町村への高齢者虐待の通報とその確認の状況 (単位: 件)

	養介護施設従事者等による虐待	養護者による虐待	計	備考
通報件数	19	366	385	
うち高齢者虐待	8	255	263	
高齢者虐待の内訳	身体的	6	160	166
	介護放棄等	0	73	73
	心理的	3	109	112
	性的	1	3	4
	経済的	0	97	97

※高齢者虐待の内訳は、重複している。